

建物を新築・改築した時は届出が必要です！

新築の届出

すでに住居表示が実施されている区域（別表 住居表示地域参照）に建物を新築したときは「千代田区住居表示に関する条例」によって建築主は建物に住居番号を付けるための届出をしなければなりません。

届出の際に必要なものは裏面のとおりです。

改築の届出

改築によって、建物の形状・出入口の位置が変わった時も「所有者」「管理者」「占有者」は同じように届出をしてください。

住居番号を付ける・変更のための届出は

区役所二階 千代田区地域振興部コミュニティ総務課

をお願いいたします。

新築届は建築確認申請とは別の届出です。必ずお届けください。

■ 住居表示実施地域の住所の表示について

住居表示実施区域の住所の表示は、個人・法人を問わず、町名・街区符号・住居番号によって、このように表示します。

千代田区 ○○（町）○丁目 ○番 ○号

（※ 町名） （街区符号） （住居番号）

また、中高層住宅は部屋番号までを住所として表示する建物もあります。

（すべての物件が対象ではありません）

千代田区 ○○（町）○丁目 ○番 ○○—○○○号

（部屋番号）

※町名は漢数字です。例 一丁目、二丁目

■ 住居番号付定通知

お届けのあった新築・改築の建物に住居番号を付けたときは「住居番号付定通知書」をお渡しします。住民票の登録、不動産登記、法人登記等の手続きの際は、通知に記載された住居番号をお使いください。

★届出に必要な書類

- (1) 建物周辺図（地図）
- (2) 建物配置図（敷地に対し、どの位置に立てられるかの確認のため）
拡大・縮小した場合は図面に縮尺寸法を入れてください。
- (3) 建物の一階平面図（主たる出入口の確認のため）
マンション等、居住用建物は各階平面図に部屋番号を記入して添付してください。

★届出の時期

一階の主たる出入口が確定し、図面や現地写真等で確認できるようになった後

★届出用紙記入事項

- ①所有者、管理者、または占有者名（ここに記入されている方宛に通知書を発行します）
- ②所有者等の住所
- ③建物の完成（予定）年月日
- ④新築・改築した建物の名称（ビル名・マンション名等）
仮称での届出も受け付けますが、正式名称決定後速やかに「**建物名称変更届**」を提出してください。
- ⑤建物の所在地（町名・街区符号（番）まで）

★届出人について

届出は、建築主・所有者等の他に設計・工事監理者でも可能です。
区役所二階コミュニティ総務課の窓口までお越しください。

住居表示についてのお問い合わせは

千代田区地域振興部コミュニティ総務課

☎ 03-5211-4180（直通）

FAX 03-3264-7989